



宇和島信用金庫

# 地域金融円滑化のための基本方針

宇和島信用金庫

〒798-0041 愛媛県宇和島市本町追手2丁目8番21号 TEL: 0895-23-7000 FAX: 0895-25-8632 [www.uwashin.jp](http://www.uwashin.jp)



## 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針

平成21年12月4日「中小企業金融円滑化法」施行後、常務理事を委員長とした中小企業金融円滑化対応委員会を設置し、基本方針・管理方針・管理規程等の整備、更に、開示体制・金融庁への報告体制を構築しました。

また、長期経営計画に「中小企業金融円滑化法への対応」を重点課題として追加し、22年度経営計画にも、長期経営計画に基づき重点課題とし、各部の経営計画に追加いたしました。

平成22年1月18日 理事会開催

「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」を策定し、決議しました。

また、ホームページ上にも「地域金融円滑化のための基本方針」を掲示しました。

○法の施行日前における対応措置の違い

資金需要や貸付条件等の申込みがあった場合、今までと同様に、解決に向けて真摯な対応を行っています。

法の施行を受け、経営の重要課題として捉え、「中小企業金融円滑化対応委員会」を立ち上げ、対応を図っています。

上記の理事会の決議により、以下のとおり「金融円滑化方針」を決定いたしました。



## 地域金融円滑化のための基本方針

宇和島信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項
  - ・ 本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の策定
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備
  - ・ 平成21年12月4日から全店で「融資相談窓口」を設置しています。
  - ・ 平成22年4月1日、本部に「事業再生支援部」を新たに設置し、経営改善支援等について本部・営業店の連携強化を図ります。
- (3) お客様への更なる支援措置
  - ・ 信用保証協会の条件変更対応保証制度を取り扱っています。
  - ・ 平成22年1月4日より『経済危機対策しんきんローン』を取り扱っています。
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修  
平成22年2月13日外部講師による「目利き力養成講座」集合研修実施
- (5) 平成24年11月7日、支店長出席の情報連絡会の席上において、理事長より金融担当大臣談話を読み上げ周知徹底を図った。
- (6) 平成24年11月14日支店長、融資担当役席の中小企業経済改善実務研修において、審査部長より、再度営業現場に向け徹底した。
- (7) 平成25年理事長年頭挨拶で、本部、営業店が一体となり、中小企業等の支援に取り組む事を指示した。



- (8) 平成 25 年 1 月 28 日支店長会の席上、審査部長より、3 月末に金融円滑化法が終了するが、当金庫の方針は、今後も不変であるので、コンサルティング機能を発揮し、全力で取り組む事を確認した。
- (9) 平成 25 年 3 月 12 日「中小企業等の金融円滑化への取り組みについて」のポスターを全営業店へ掲示した。
- (10) 4 月 1 日の全大会（パート、臨時職員含む）において、理事長が中小企業等の金融円滑化への取り組みについて、を全職員に向け説明した。
- (11) 平成 25 年 4 月 24 日 支店長において認定支援機関としての支援業務の威容等を、長期かつ継続的に描く支援を実施していくことを徹底した。
- (12) 平成 25 年 11 月 27 日 中小企業への金融の円滑化について（業界申し合わせ）のポスターを作成、全営業店へ掲示した。
- (13) 平成 27 年 4 月 2 日 27 年度期初経営計画説明会において、今年度の金融円滑化への取組方針を全職員に説明した。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

宇和島信用金庫 中小企業金融円滑化対応委員会  
担当 山本 雅文 電話番号 0895-23-7000



## 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

「金融円滑化管理規程」を策定し、主管部署を審査部とし、金融円滑化管理を行うこととしました。

また、「中小企業金融円滑化対応マニュアル」を策定し、実務面における対応を取り決めました。本マニュアルの中で、「管理カード（条件変更）」を作成し、申込時点からの対応状況を記録し、5年間保存することとしました。

審査部は、金融円滑化にかかる事案について、「中小企業金融円滑化対応委員会」に諮り、常務会に付議する。経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される事案については、理事会で決議することとしています。

平成22年1月18日 常務会において「金融円滑化管理規程」を策定しました。同じく、「自己査定マニュアル」を一部改定しました。

平成22年2月1日 常務会において「中小企業金融円滑化対応マニュアル」を策定しました。

## 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

金融円滑化にかかる苦情相談は、既存の「苦情処理規程」に基づき、営業店で苦情相談が発生すれば「苦情処理記録簿」を、営業店で解決困難なものは発生の都度、その他のものについては毎月定例日に本部に報告し、「中小企業金融円滑化委員会」で検討・協議し、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される事案については、常務会・理事会へ付議することとしています。

また、当該苦情相談窓口の設置は、平成21年12月4日に全店に窓口を設置し、同日、新たに本部に担当者を配置し、営業時間中の9時から17時まで電話を受け付けていて、ホームページ上にも掲載しています。

苦情等の集計及び分析については、四半期毎に理事会に報告しています。

平成22年4月1日から本部組織を変更し、総務部にコンプライアンス室（室長1名）を設け、顧客に対し、よりきめ細かい苦情相談の対応を行っています。



#### 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

##### ○相談窓口の設置

- ・平成21年12月4日から全店に融資相談窓口を設置しました。また、ホームページ上でも融資相談窓口の案内をしています。
- ・平成21年12月23日(水)、26日(土)、27日(日)の休業日に本店営業部で相談窓口を設けました。
- ・平成22年3月20日(土)、21日(日)、22日(月)の休業日に本店営業部で相談窓口を設けました。
- ・平成23年2月28日理事会において金融円滑化法にかかる報告書の再確認及び年度末の中小企業金融の周知徹底を確認いたしました。
- ・本店営業部において年度末経営相談窓口を設置し、平成23年3月5日(土)、3月12日(土)の2日間実施いたしました。
- ・本店営業部において年末経営相談窓口を設置し、平成23年12月23日(金)、24日(土)、25日(日)の3日間実施しました。
- ・本店営業部において年度末経営相談窓口を設置し、平成24年3月24日(土)、25日(日)の2日間実施いたしました。
- ・本店営業部において年末経営相談窓口を設置し、平成24年12月15日(土)、16日(日)の2日間実施いたしました。
- ・本店営業部において年度末経営相談窓口を設置し、平成25年3月16日(土)に実施いたしました。
- ・本店営業部において年末経営相談窓口を設置し、平成25年12月24日(土)に実施いたしました。
- ・本店営業部において年度末経営相談窓口を設置し、平成26年3月15日(土)に実施いたしました。
- ・本店営業部において年末経営相談窓口を設置し、平成26年12月13日(土)に実施いたしました。

##### ○経営指導・経営改善支援等のコンサルティング

- ・南予活性化若手経営塾を6期続けており、若手経営者を育成し、当金庫職員もマンツーマンで付き添い、経営改善にかかわっています。
- ・また、職員の目利き力のレベルアップを図るため、平成22年2月13日(土)、総合職を対象に外部講師による6時間の研修を行いました。
- ・平成24年11月6日(火)中小企業基盤整備機構を講師に「事業継承の現況と課題」をテーマに融資担当役席を対象にした集合研修を実施いたしました。
- ・平成24年11月14日(水)信金中央金庫を講師に「中小企業経営改善支援実務研修」をテーマに、支店長、融資担当役席を対象にした集合研修を実施しました。



○事業再生支援部の設置

平成22年4月1日に本部に事業再生支援部(部長1名・常勤理事)を設置し、顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行っています。

○平成26年6月18日 事業再生支援部を審査部事業再生支援室に組織変更。

○事業再生支援対応マニュアルの策定

- ・平成22年5月31日 常務会において「事業再生支援対応マニュアル」を策定しました。
- ・平成22年10月15日 金融円滑化法取組先の経営改善支援モニタリング記録報告(管理カード)の本部提出を、3ヶ月毎にすることにルール化したしました。

また、以下のとおり、具体的な取組みを行ってまいります。

(1) 平成24年度取組み方針

- ① 経営支援先のリストアップ
- ② 経営改善計画書の策定・サポート及び管理
- ③ 経営改善計画書の定期的なチェック
- ④ 支援先ランクアップの推進
- ⑤ 経営実態の把握と経営改善推進

(2) 平成25年度においても、引き続き昨年度の取組み方針の通り具体的な取組みを行ってまいります。

(3) 当面の対応として、延滞先外、問題点を抱えている先を抽出し、条件変更等、営業店と協力し正常な取引先に引上げる。

(4) 事業再生支援の対象先は、各年度の自己査定における破綻懸念先、要管理先、要注意先を支援対象先とし、営業店・事業再生支援部・審査部で協議し、選定する。(平成24年3月末18先)

(5) 専門的な経営改善支援コンサルタントの紹介

(6) 事業所再生手法の検討(資本制借入金に対応DD S)

(7) 平成25年3月には金融円滑化法も終了するため、出口を見据えた対応を営業店と審査部・事業再生支援部において取組み強化を図ってまいります。



- (8) 金融円滑化出口戦略の一環として、条件変更先を中心に中小企業再生支援協議会への持込み顧客債務者リストの抽出を行っております。
- (9) 愛媛県中小企業再生支援協議会への持込みリスト 19 先を抽出し、1 先が支援決定し、2 先を持込み予定です。
- (10) 金融円滑化法期限到来後の取組について、これまでと同様貸付条件の変更等円滑な資金供給に努め地域経済の活性化に全力で取り組んでいくことを支店長会並びに全体会議にて徹底致しました。
- (11) 平成 25 年 7 月 16 日・17 日の 2 日間、認定支援機関向け経営改善・事業再生研修に参加致しました。
- (12) 平成 25 年 8 月 6 日、事業再生支援部・審査部・営業店にて協議をし、平成 25 年度の事業再生支援先（ランクアップ先 18 社）を選定致しました。
- (13) 愛媛県再生支援協議会への持込み案件 2 先は、第一次受付が終了。平成 25 年 4 月以降、新たに 2 先を持込みました。平成 25 年 11 月には、併せて 4 先の債権者会議を経て、3 年間の暫定リスクがスタートします。
- (14) 平成 26 年 11 月 6 日、審査部・事業再生支援室・営業店にて協議し、平成 26 年下期の経営改善支援取組先 29 先を選定致しました。  
愛媛県再生支援協議会には平成 26 年 4 月以降 6 先を持込致しました。
- (15) 平成 27 年 5 月 25 日、審査部・事業再生支援室、営業店において協議し平成 27 年上期の経営改善取組先 27 先を選定しました。
- (16) 平成 27 年 6 月 30 日、株式会社地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約書を締結しました。
- (17) 平成 27 年 11 月 17 日、審査部・事業再生支援室、営業店において協議し平成 27 年下期の経営改善取組先 26 先を選定しました。



第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別紙4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業である場合]

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,375	1,489	1,562	1,642	1,726	1,786	1,873	1,948	2,032	2,088	2,245		
うち、実行に係る貸付債権の数	1,257	1,354	1,444	1,516	1,596	1,664	1,753	1,823	1,903	1,954	2,118		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	85	86	86	86	86	86	86	86	88	88	88		
うち、審査中の貸付債権の数	4	20	1	9	13	5	3	8	9	9	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	29	29	31	31	31	31	31	31	32	37	37		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別紙6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	94	97	102	104	105	112	114	116	117	119	125		
うち、実行に係る貸付債権の数	84	88	94	96	97	104	106	108	109	110	116		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
うち、審査中の貸付債権の数	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		